

## 村山市監査委員公告第 27 号

### 財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 30 年 12 月 21 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

#### 記

#### 1. 監査の対象

村山市社会福祉協議会

#### 2. 監査の期間

平成 30 年 11 月 29 日から平成 30 年 12 月 21 日

#### 3. 監査の対象

- ①平成 29 年度いきいきネットワーク推進事業費補助金に関する事務
- ②平成 29 年度ボランティア活動事業費補助金に関する事務
- ③村山市福祉センター指定管理に関する出納その他事務

#### 4. 監査の方法

本市が村山市社会福祉協議会に対し交付した、上記 3 の①②の補助金に関する事務、③の指定管理料に係る事務について監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、平成 30 年 11 月 29 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

#### 5. 監査の結果

当該補助金(①②)に関する事務について、財政的援助金の交付目的にそって事業が実施され、おおむね適正と認めた。また、村山市福祉センター指定管理に関する出納その他の事務においても、おおむね適正と認めた。

なお、その他事務処理上の改善点等の注意事項については、口頭で改善を促した。